

第7章 普及啓発

1 情報発信の体制と方法

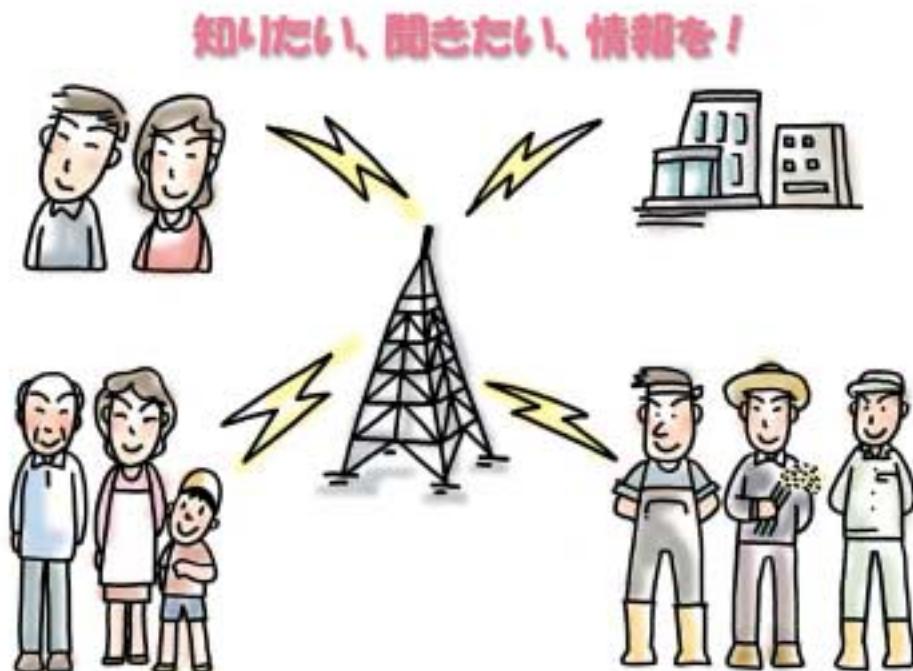
- 環境公共は、農林水産業を支える公共事業に多様な主体が参加する全国に先駆けた取組であり、できるだけ多くの方々にその趣旨や内容などの情報を発信していくことが重要となります。
- このため、環境公共推進会議（県庁）と環境公共調整会議（各地域県民局）が連携し、広報誌やパンフレット、ホームページなどにより、活動に参加する農林漁業者をはじめ地域住民や関係団体などのほか、一般県民や広く県外の人々に対し、環境公共に関する情報を効率的・効果的に発信し、普及啓発に努めます。

解説

「環境公共」に関する情報の発信は、地区環境公共推進協議会の活動に参加する農林漁業者や地域住民などのほか、一般県民や広く県外の人々にも有用な情報と考えられますので、ホームページや広報誌などの手段を活用して、広く普及に努めていくこととします。

情報の発信は、環境公共推進会議が各地域県民局の環境公共調整会議と連携して行い、広報誌やパンフレット、ホームページなどの媒体を用い、「あおもり環境公共推進基本方針」や事業制度、各地区における活動状況等の幅広い情報を、効率的・効果的に発信します。

こうした情報の発信を通じて、県内外に環境公共の応援団や理解者をできるだけ多く確保していくことが、環境公共の推進に当たって重要と考えています。



2 初期段階における普及

- 環境公共を普及していくためには、農林漁業者や地域住民に対して具体的な取組イメージを発信し、参加しやすい環境づくりに努めることが重要です。
- このため、環境公共の初期導入段階では、モデル地区を設定・実践し、さらにその経験やノウハウを発信することにより、他地区の農林漁業者や地域住民などの取組を促進します。

解説

環境公共の初期の導入段階では、農林漁業者、地域住民、関係団体などに具体的な取組イメージを持ってもらい、参加への理解と自覚を促すことが重要です。

このため、実際に具体的なモデル地区を設定・実践し、その成功例などを発信します。モデル地区で得た事例や経験、知見、ノウハウなどは、実施地区の関係者の貴重な財産となるばかりではなく、これらをいつでも誰でも活用できるように体系的に蓄積することにより、他地区の農林漁業者や地域住民などの取組を促進する有効な手段ともなります。

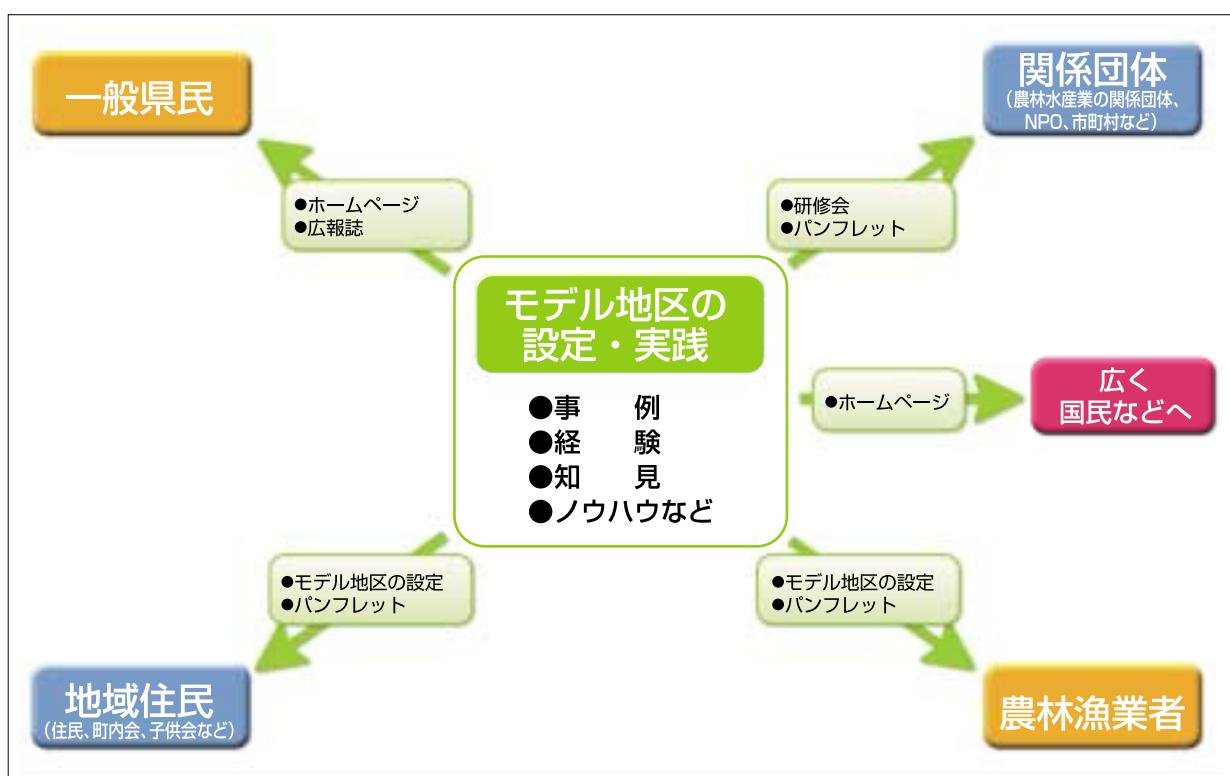


図7-1 環境公共の普及